

指定難病特定医療費助成

の申請をお考えの方へ

令和元（2019）年11月1日から

マイナンバー（個人番号）の届け出により、

住民票・課税証明書等の提出を省略できる

ようになりました。



【どうして住民票・課税証明書等の提出が省略できるの？】

- 茨城県では令和元年 11 月 1 日から指定難病特定医療費助成制度においてマイナンバーを用いた情報連携（※）が本格的に開始します。これにより、申請時に提出されたマイナンバーを用いて、県が課税情報等を市区町村等に照会し、回答を得た情報に基づき自己負担上限月額算定の算定等に利用することができるようになりました。

➡ このため、申請時マイナンバー（個人番号）をご提出いただくことにより、住民票と課税証明書等の提出は不要になります。

【情報連携（※）ってなに？】

- マイナンバー法に基づき、セキュリティ措置がなされた専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関（例えば県と市町村）の間で、マイナンバーを使い特定の個人情報やり取りすることができます（これを「情報連携」といいます）。

1 省略可能となる申請書類

- ・住民票
- ・市町村民税課税（又は非課税）証明書
（※申請時にご加入の健康保険が市町村国民健康保険の方、後期高齢者医療保険の方、被用者保険で被保険者が市町村民税の課税がある方のみ省略が可能となります。）
- ・生活保護の受給を証明する書類

2 情報連携対象となる申請

- ・令和元年 11 月 1 日以降に受け付ける全て（新規・更新・変更）の申請

具体的な申請方法等についてはHPをご確認ください。

（「**茨城県 指定難病**」で検索！）

★（URL）<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/yobo/nanbyo/tokutei-shikkan/index.html>



【お問い合わせ先】

茨城県保健福祉部 疾病対策課（TEL）029-301-3220 又は お住いの市町村を管轄する保健所